

群馬銀行の30年



大正12年（1923）12月1日，群馬県知事の，銀行合同勸奨によって，伊勢崎銀行に合併し，その本店は，伊勢崎銀行の小泉支店に，館林・木崎・板倉の各支店は，それぞれ同名の支店となった。

合併直前の12年6月末日の第46期営業報告書によると，役員は，頭取若旅喜一郎，取締役細谷哲・高瀬平一郎・正田喜久次，取締役兼支配人小川惣一郎，監査役金井稚吉・星野唯三・松本英一・新井佐五郎であった。また，そのときの主要勘定は，資本金35万円，うち払込済み資本金30万9500円，諸積立金9万6600円，諸預り金105万8633円余，借入金30万6470円余，貸付金105万7395円余，当期純益金1万3874円余，配当金年5分であった。

5-1-7 新田銀行

明治31年（1898）4月，新田郡（にったぐん）太田町に，資本金10万円で開業した。

翌々33年6月末日の主要勘定によると，資本金10万円，払込済み資本金6万円，積立金3500円，諸預り金7万1446円余，借入金2万円，諸貸付金9万5285円余，割引手形5万6398円，有価証券6578円余，当期純益金5030円余，配当年1割となっている。

また役員は，頭取葉住利蔵（はすみりぞう），取締役渋沢金蔵・大塚久右衛門・岡太仲・本島柳翁，監査役山根市蔵・大島伝次郎・茂木卯平らであった。

開業後数年ののち新田郡尾島町（おじままち）に出張所を設け，その後，業績の進展とともにこれを支店とし，また，強戸村（ごうどむら）字石橋に石橋支店を，藪塚本町大字大原（おおばら）に大原支店を開設した。

そして，大正6年（1917）12月23日には，太田町大字太田172番地に，本店の店舗を新築して移転した。

その後，10年7月1日には，新銀行設立の中心



新田銀行（旧店舗）

となって、前橋市の群馬貯蓄・上野（こうずけ）の両銀行と合併して、上毛実業銀行を設立し、本店は同行の太田支店となり、尾島・石橋・大原の3支店もそれぞれ同名の支店となった。

大正10年6月末日の新田銀行最終営業期の主要勘定は、資本金50万円、払込済み資本金20万円、諸積立金15万1670円、諸預り金264万1842円余、諸貸金242万9385円余、割引手形および荷付為替手形30万5332円余、有価証券6万9534円となっており、また、役員はつぎの人たちであった。

頭取葉住利蔵、専務取締役渋沢直一、取締役大島戸一・大塚久右衛門・本島自柳・岡友作、監査役武川六太郎・引間島八・大島喜伝



葉 住 利 蔵



新 田 銀 行

大正6年12月23日新築開店した 現在、本行太田西支店が使用している

5-1-8 群馬貯蓄銀行

大正5年（1916）1月13日、創立総会をひらいて定款を決定し、役員を選出した。同月16日、大蔵大臣に設立の申請をおこない、2月14日、営業認可書の交付を受け、同月19日、前橋市堅町（たつまち）26番地に開業した。

当初の資本金は、50万円で、4分の1の払込み、役員は、頭取高田利八、取締役横地桂作・羽生田仁作・高斎儀一郎・木村農夫吉・大沢惣蔵・大塚久右衛門、監査役船瀬才太郎・松村初三郎らであった。

当行設立の目的は、貯蓄の機関とし、あわせて地方産業に資することにあつた。この銀行の特色としては、日曜日も営業したことがあげられる。

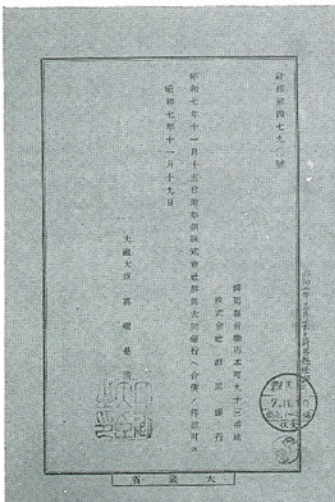
大正5年6月末日の、第1期営業報告書によると、主要勘定は、

2-2 群馬大同銀行の発足

新銀行への期待 昭和7年（1932）11月21日月曜日、群馬大同銀行は、衆望をになって営業を開始し、ここに、本行の輝かしい歴史の第1ページがひらかれた。

非常時金融対策として、県当局が大半を出資し、県下2大銀行を統合した新銀行の発足だけに、関係各方面の、本行によせる期待と要望は、きわめて大きいものがあつたことはいふまでもない。

当時の新聞記事^{*}に関係者の談話をひろうと、銀行局長大久保偵次は、「群馬大同銀行は県下の有力2銀行が、思いきった整理をしたうえ、県が株を引きうけ、大口の預金をし、種々後援して成立することになったのであるから、今後県下金融のうえに、じゅうぶん活動してもらいたいと思う。また事実できると信ずる。そしてその合同決定いらい、人気はひじょうによくなっているから、将来期待しうと思う」と、その将来に大きく期待している。また日本銀行副総裁深井英五は、「上州・群馬両行が合併して、群馬大同銀行というものが成立して、いよいよ開業するという喜びの報道が伝わるとともに、預金がふえつつあると承って、ひじょうに喜んでいたが、同行は群馬県の一番大きなものとなったのであり、県産業の金融機関として、重大使命をになうこととなったのであって、その発達いかんは、ただちにとつてもって、県産業の盛衰にかんするものであるから、当事者は、金融上じゅうぶん慎重な態度をもって臨まれんことを希望してやまない」と、その使命の重大性を説いている。



群馬銀行に交付された合併認可書

* 昭和7年11月19日付け上毛新聞

** 同上

金沢知事の感懐 本行創立の原動力であり、立役者として、終始金融統制の難事業に努力してきた金沢群馬県知事は、群馬・上州両銀行の合併実行を翌日にひかえた11月19日、談話を発表して、その感懐をつぎのようにのべている。

「いよいよ群馬・上州両行の合併実行も明日になりましたが、これまでにいたった経過を回想すれば、まったく感慨無量なもの

があります。なにしろうちつづく経済恐慌の打撃で、当時各地方銀行は、全国的に苦痛をなめていたが、ことに本県の銀行は、昨年から今春にかけての、蕨価のいちじるしい激落から、他県の銀行に比し、いっその苦境に立ち、預金は減る、貸付金は固定するといった状態であった。たまたま前橋・高崎商工会議所が全国に率先して、不動産資金化運動をおこし、これがやがて、全国的问题となり、ついに努力のかいがあって実現をみたので、だいぶ緩和されたものだが、この運動のはじまったころは、このことからいろいろと、銀行の内容を想像されて、取付け騒ぎでもおきてはと、どんなに心配したかしのれない。

また、そのころのことだが、どうしても5万円の金がなくてはならないというので、登記所と日本勧業銀行支店が、昼夜兼行で手続きをとり、まにあわせた努力は、また大きいものがあつた。

それから、今度の金融統制計画、すなわち銀行合同計画がすすめられ、深井さんや大久保銀行局長・木村日銀参与・馬場勧銀総裁らの、中央諸先輩のひじょうなご後援によって、他県においては、銀行が破綻（はたん）するなど悲しむべき事実をおこし、県が救済に乗り出しているところも多いのに、本県はなんらの故障もみないうちに、このように銀行の基礎を確立しえたことは、まことに喜びにたえない。

それにつけても関係各重役の、その間に処しての努力もまた、まったく涙ぐましいかぎりであつた。世間に計画の知れるのをおもんばかり、わたしの官邸へ夜9時ごろやってきて、それから夜明けの3時ごろまで、いろいろ協議したり東京の関係方面へ電話をかけたり、徹夜の努力をおこなったことも再三再四であつた。

これら各方面の努力が、今日の成果を生んだもので、県金融界

本行発足の記事は、連日のように、新聞紙上をにぎわした
昭和7年11月21日 上毛新聞

のため、まったく喜びにたえない」

また、群馬県金融株式会社社長であり、群馬大同銀行の暫定頭取となった平田健太郎は、11月20日の談話で「戦時のあとをうけて襲^{*}ってきた財界未曾有（みぞう）の変動をうけ、この間に処して本県に金融統制問題がおこり、金融会社が組織され、群馬大同銀行となり、本日開店の運びに立ちいたったことは、まったく喜びにたえない」とその喜びをのべ、さらに「金融統制ということは、大衆から待望されているところではあるが、これが実現は、実に難事中の難事であって、ことに今日のごとく、県当局が多額の出資をなして、結合したということは、全国でも珍しいことで、これは実に知事の絶大な努力によるものであって、衷心感謝しているところである」と金沢知事の努力に、絶大な感謝の意をあらわしている。

群馬県民一般の新立銀行への期待も、またきわめて大きかった。そのあらわれとして、金融統制計画が、8月の臨時県会を通過して、群馬・上州両銀行の信用は倍加して、8月末から、群馬大同銀行として開業する直前の11月中旬までに、両銀行ともに、250万円ていどの預金を増加している。

このために県債500万円のうち、県の出資額を除いて、融資金の方は、すぐにも必要がなくなるかもしれないが、そのうち150万円だけは、いつでも融通できるよう、その権限を留保しておくはずである……と、当時の新聞に報道されたほどであった。
**

創立当初の定款 群馬大同銀行の定款は、昭和7年（1932）10月5日開催された群馬県金融株式会社の臨時株主総会で決定された。

これが、本行の最初の定款であるが、その全文は、つぎのとおりである。

株式会社群馬大同銀行定款

第一章 総 則

第 一 条 当銀行ハ株式会社群馬大同銀行ト称ス

第 二 条 当銀行ハ銀行法ニ準拠シ銀行業ヲ営ムヲ以テ目的トス

* 昭和7年11月20日付け上毛新聞

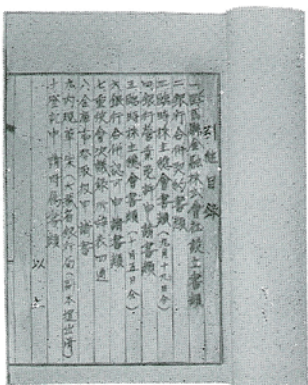
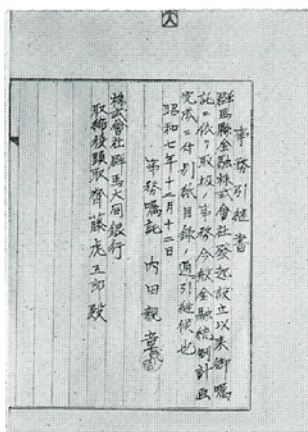
** 昭和7年11月19日付け上毛新聞

第 三 条 当銀行本店ハ群馬県前橋市堅町貳拾七番地ニ置キ支店ヲ左ノ

各地ニ置ク

群馬県前橋市	四ヶ所
同 県高崎市	参ヶ所
同 県勢多郡木瀬村	壹ヶ所
同 県同 郡大胡町	壹ヶ所
同 県群馬郡金古町	壹ヶ所
同 県同 郡倉賀野町	壹ヶ所
同 県多野郡新町	壹ヶ所
同 県同 郡藤岡町	貳ヶ所
同 県同 郡吉井町	壹ヶ所
同 県同 郡鬼石町	壹ヶ所
同 県同 郡万場町	壹ヶ所
同 県北甘楽郡富岡町	壹ヶ所
同 県碓氷郡安中町	壹ヶ所
同 県同 郡原市町	壹ヶ所
同 県吾妻郡中之条町	壹ヶ所
同 県同 郡岩島村	壹ヶ所
同 県利根郡沼田町	貳ヶ所
同 県同 郡新治村	壹ヶ所
同 県同 郡水上村	壹ヶ所
同 県同 郡桃野村	壹ヶ所
同 県佐波郡伊勢崎町	貳ヶ所
同 県同 郡玉村町	壹ヶ所
同 県同 郡境 町	壹ヶ所
同 県新田郡太田町	壹ヶ所
同 県同 郡尾島町	壹ヶ所
同 県同 郡木崎町	壹ヶ所
同 県同 郡塩戸村	壹ヶ所
同 県同 郡藪塚本町	壹ヶ所
同 県山田郡毛里田村	壹ヶ所
同 県邑楽郡館林町	壹ヶ所
同 県同 郡小泉町	壹ヶ所
同 県同 郡伊奈良村	壹ヶ所

前項ノ外必要アルトキハ取締役会ノ決議ヲ経テ出張所ヲ置クコトヲ得



金融統計計画の完成によって、
本行に引き継がれた書類の目録

第 四 条 当銀行ノ公告ハ本店管轄区裁判所ノ商業登記事項ヲ公告スル
新聞紙ニ之ヲ為ス

第 五 条 当銀行ノ存立期間ハ設立ノ日ヨリ貳拾箇年トス

第二章 資本及株式

第 六 条 当銀行ノ資本金ハ金五百八拾万円トシ之ヲ拾壹万六千株ニ分
チ壹株ノ金額ヲ金五拾円トス

第 七 条 当銀行ノ株式ノ内四万参百九拾壹株ヲ優先株式トシ其ノ条件
左ノ如シ

- 一. 優先株式ハ普通株式ニ優先シテ年六分ノ配当ヲ為ス
- 二. 普通株式ノ配当率ガ前号優先株式ノ配当率ヲ超過スル場合ニ於ケル
優先株式ノ配当率ハ普通株式ト同率トス
- 三. 優先株式ニ対シ年六分ノ配当ヲ為シ能ハザルトキハ其ノ不足分ニ相
当スル金額ヲ次期ニ於テ増加シテ配当ス若シ猶不足スルトキハ優先株
式ニ対スル配当期以降毎期配当率平均ガ年六分ニ充ツルマデ順次此ノ
方法ニ依リ配当ス

第 八 条 株金ノ払込及期日ハ取締役会ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第 九 条 株金ノ払込ヲ遅滞シタルトキハ払込期日ノ翌日ヨリ払込ヲ為
シタル日迄金百円ニ付壹日四銭ノ割合ヲ以テ延滞利ヲ徴収ス

第 十 条 当銀行ノ株券ハ記名式トシ其ノ種類ハ壹株券、拾株券、五拾
株券、百株券ノ四種トス

第 十 一 条 株式ノ譲渡ヲ受ケタル者名義書換ヲ為サントスルトキハ当銀
行所定ノ書式ニ依リ請求スベシ株主ガ其ノ氏名ヲ変更シタル場合亦同ジ
相続遺贈又ハ法律上ノ効果ニ依リ株式ヲ取得シタル者ノ名義書換請求
書ニハ其ノ取得ノ原因ヲ証スベキ書類ノ添付ヲ要ス

第 十 二 条 株券ノ紛失ニ因リ再交付ヲ受ケントスル者ハ当銀行所定ノ書
式ニ依リ其ノ事由ヲ記載シ当銀行ノ適當ト認ムル保証人連署ノ上請求ス
ベシ

此ノ場合当銀行ハ請求者ノ費用ヲ以テ其ノ旨ヲ公告シ其ノ日ヨリ六拾
日以内ニ他ヨリ故障ノ申立ナク且株券ヲ発見セザルトキハ新株券ノ交付
ヲ為ス

株券ノ分割併合又ハ損傷ニ因リ引換ヲ請求セントスル者ハ当銀行所定
ノ書式ニヨリ其ノ事由ヲ記載シテ請求スベシ

第 十 三 条 株式ノ名義書換ハ株券壹通ニ付金拾銭再交付又ハ引換ハ株券
壹通ニ付金参拾銭ノ手数料ヲ徴収ス

第 十 四 条 株式ノ名義書換ハ毎決算期ノ翌日ヨリ定時株主總會ノ終了ノ

日迄停止ス

前項ノ外必要アルトキハ取締役会ノ決議ニ依リ公告ノ上臨時停止ス

第十五条 株主又ハ其ノ法定代理人ハ住所氏名及印鑑ヲ当銀行ニ届出ズベシ

之ガ変更ノ場合亦同ジ

外国ニ居住スル株主ハ帝国内ニ仮住所ヲ定メ之ヲ届出ズベシ

前項ノ届出ヲ怠リタル為シタル損害其ノ他通知不到達等ニ付テハ当銀行ハ其ノ責ニ任ゼズ

第三章 株主総会

第十六条 定時株主総会ハ毎年壹月及七月之ヲ招集シ臨時株主総会ハ必要アル毎ニ之ヲ招集ス

第十七条 株主総会ニ於テハ予メ株主ニ通知シタル會議ノ目的タル事項以外ノ議事ニ涉ルコトヲ得ズ

第十八条 株主総会ノ決議ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席株主ノ議決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第十九条 株主ノ議決権ハ壹株ニ付壹個トス株主ハ代理人ヲ以テ其ノ議決権ヲ行ウコトヲ得但シ其ノ代理人ハ当銀行ノ株主ニ限ルモノトス

第二十条 株主総会ノ議長ハ頭取之ニ任ズ頭取事故アルトキハ他ノ取締役之ニ代ル

第二十一条 株主総会ニ於テ議決シタル事項ハ之ヲ決議録ニ記載シ議長及出席取締役監査役記名調印シテ当銀行ニ保存ス

第四章 役員

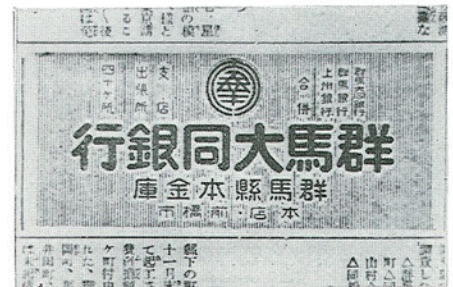
第二十二条 当銀行ニ取締役七名以内監査役参名以内ヲ置ク

取締役及監査役ニ欠員ヲ生ジタルトキト雖モ法定員ノ数ヲ欠カズ且取締役会ニ於テ業務執行ニ差支ナシト認メタルトキハ其ノ補欠選挙ヲ為サザルコトヲ得

第二十三条 取締役ハ百株以上監査役ハ五拾株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主総会ニ於テ之ヲ選挙ス得票同数ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ決ス

第二十四条 取締役ノ任期ハ参年監査役ノ任期ハ貳年トス但シ其ノ任期中ノ最終ノ決算期ニ属スル定時株主総会ノ終結ニ至ルマデ之ヲ伸長ス
補欠選挙ニ依リ選任セラレタル取締役及監査役ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第二十五条 株主総会ニ於テ取締役中当銀行ヲ代表スベキ頭取壹名ヲ選任ス



本行創立当時の新聞広告

第二十六条 取締役ハ其ノ互選ヲ以テ副頭取壹名ヲ置クコトヲ得

取締役ハ其ノ互選ヲ以テ常務取締役參名以内ヲ定ム

第二十七条 頭取ハ当銀行業務ノ一切ヲ統轄シ副頭取又ハ常務取締役ハ頭取ヲ輔佐シテ一般業務ヲ執行ス頭取事故アルトキハ副頭取又ハ予メ取締役会ノ決議ニ依リ定メタル常務取締役其ノ職務ヲ行フ

第二十八条 頭取ハ取締役会ノ決議ニ依リ支配人以下行員ヲ任免ス

第二十九条 業務執行ニ付重要ナル事項ハ取締役会ノ決議ニ依リ之ヲ決ス

第三十条 当銀行ハ取締役会ノ決議ニ依リ顧問又ハ評議員ヲ置クコトヲ得

第三十一条 取締役会ハ頭取之ヲ招集ス

取締役ヨリ請求セラレタルトキハ頭取ハ遅滞ナク取締役会ヲ招集スルコトヲ要ス

第三十二条 取締役会ノ決議ハ出席取締役ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第三十三条 取締役ノ監査役ニ供託スベキ所有株券ノ員數ハ百株トス

前項株券ハ取締役ノ退任又ハ解任ノ場合ト雖モ株主總會ニ於テ其ノ年度ニ関スル決算ヲ承認シタル後ニ非ザレバ之ヲ返還セズ

第三十四条 監査役ハ取締役会ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第三十五条 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

第五章 營業

第三十六条 当銀行ノ業務ハ左ノ如シ

- 一、預金ノ受入及金銭ノ貸付並ニ手形ノ割引
- 二、為替取引

第三十七条 当銀行ハ付随業務トシテ左ノ業務ヲ営ムコトヲ得

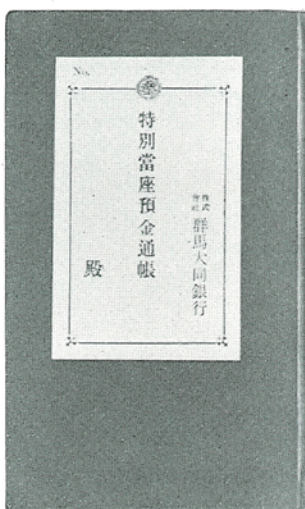
- 一、有価証券及地金銀ノ売買
- 二、保証保護預リ及代金取立
- 三、国債地方債社債ノ応募又ハ引受
- 四、官公署及諸会社ノ金銭取扱ニ関スル代理事務
- 五、其ノ他銀行營業ニ付帶スル一切ノ業務

第六章 計算

第三十八条 当銀行ノ決算ハ毎年六月參拾日及貳月參拾壹日ノ兩度トス

第三十九条 当銀行ノ利益金ハ每期左ノ如ク処分ス

- 一、法定準備金ハ純益金ノ百分ノ拾以上
- 二、行員退職手当金ハ純益金ノ若干
- 三、役員賞与金ハ純益金ノ若干
- 四、株主配当金ハ若干



創立当初の預金通帳の1種

五. 計算ノ都合ニ依リ任意準備金及後期繰越金ヲ設クルコトアルベシ
第四十条 株主配当金ハ每期現在ノ株主ニ配当ス

頭取の選任 群馬県金融株式会社の商号変更による群馬大同銀行と、群馬銀行・上州銀行の3銀行合併後の新頭取を、だれにするかということは、当初からの懸案であった。群馬県金融株式会社の社長であった平田健太郎は、同社の商号変更による群馬大同銀行の頭取となったが、合併後ひきつづいて、頭取の職にとどまる意志のないことを明らかにしていたので、群馬県当局では県外から適任者をむかえる方針をとり、大久保銀行局長・深井日本銀行副総裁・木村同行参与らにその人選を依頼した。しかし、県当局のこの動きにたいして、他県からの輸入頭取では、県内の産業・金融事情に明るくないため思わしくない、という反対意見もあって、県内から人材をむかえたいという意見が支配的となり、平田健太郎と高崎市の井上保三郎がその候補にのぼった。

いっぽう、県外から頭取を選任するという方針をとっている金沢知事も、その決定については、慎重な態度をとり、10月25日いらい上京して、各方面との折衝をつづけ、適任者の人選に、全力をあげていたが、ついに横浜市在住の斎藤虎五郎を最有力候補として選んだ。

斎藤虎五郎は、群馬県佐波郡赤堀村（さわぐん・あかぼりむら）の出身で、明治38年（1905）東京帝国大学法科を卒業、日本銀行にはいり、国庫局、大阪・函館・名古屋の各支店を歴任し、調査役となり、営業局長代理をつとめたが、大正10年（1921）1月に、横浜興信銀行の専務取締役となり、昭和8年（1933）1月に、同行を退職していた。そして、横浜興信銀行在任中には、七十四銀行休業後の整理に手腕を発揮しており、群馬県とは、とくに深い関係があった。そのうえ、横浜興信銀行は、群馬県の主要物産である生糸の、重要な取引銀行であったので、群馬県の経済・金融事情にもよく通じていた。

斎藤虎五郎に白羽の矢をたてた金沢知事は、確信をもって熱心に



斎藤虎五郎

その出馬を要請した結果、ようやく承諾をとりつけ、一時難航した新頭取の人選も、11月20日ころになって、決定にこぎつけることができた。斎藤虎五郎が、本行の事実上の初代頭取に就任したのは、翌12月10日であるが、このことについてはのちにのべる。



行章の制定 本行の行章は、新銀行設立まで、その推進力となった群馬県当局が、商工課に命じて作成させた数種の原案のうちから銀行側で選定したもので、原案に多少の修正を加えて、新銀行の名称決定にひきつづいて、正式に決定されたものである。

図柄は、群馬の「群」を図案化して中央におき、これを、大同の「大」が丸く囲んでいるもので、昭和30年（1955）1月1日に、現在の群馬銀行と商号を変更したさい、これにともなって行章も改めたときまで、一貫して使用されてきた。

臨時株主総会 本行が営業を開始した直後の、12月10日午後、群馬会館大ホールで、創立以後最初の臨時株主総会がびらかれた。

会議の目的は、いうまでもなく、新銀行発足にともなう陣容の整

備にあったが、金沢知事も、とくに株主として出席し、熱心に会議の経過を見守っていた。

当日の議案は、つぎの7項目であったが、そのうちのおもなものについては、別項にのべることとする。

1. 群馬・上州両銀行合併経過報告の件
2. 本店ならびに支店位置変更の件
3. 定款一部変更の件
4. 取締役・監査役辞任報告の件
5. 代表取締役選任の件
6. 取締役・監査役選任の件
7. 取締役・監査役報酬額変更の件



群馬大同銀行本店旧店舗 現本店の筋向かいにあった 明治11年創立の第三十九国立銀行本店であった歴史的建物 いらい60余年つねに群馬県金融界の中心的存在であったが昭和20年8月5日前橋空襲の際焼失した

本店位置の変更 3 銀行合併による群馬大同銀行の、本店の位置は、開業当初は、群馬銀行堅町支店の位置としたことは、まえにのべたとおりである。これは、群馬・上州両銀行の新店争奪戦が予想され、ひいては、これが、新立銀行の順調な発展のための障害となる懸念もあったので、これを防止する政治的配慮からであった。しかし旧群馬銀行本店の位置が、新立銀行の本店の位置としても、地理的に好適であることと、付属倉庫その他の施設なども完備しているため、けっきょく、本店をここに移すことがよいということになり、昭和7年(1932)12月10日の、臨時株主総会にこの件を付議し、同月25日、前橋市堅町27番地の本店の位置を、同市本町93番地へ移転した。またこれに付随して、本町93番地の本町支店を、堅町27番地へ移転して堅町支店とした。

この本町93番地は、明治11年(1878)11月開業の、第三十九国立銀行本店の跡で、建物も、明治17年8月新築の、同国立銀行らしいのゆいしょあるものであった。

定款の変更 本行の創立当初の定款は、昭和7年(1932)10月5日の、群馬県金融株式会社の臨時株主総会で、決定されたことは、232ページにのべたが、12月10日の本行臨時株主総会で、その一部が改められた。そして、前項にのべた本店の位置変更にかんする部分を改正するとともに、旧定款では取締役を7人以内とすること、副頭取1人をおくことができることが定められていたが、これを改めて、取締役を9人以内とすることとし、副頭取制はとらないこととした。

変更になった定款の条文は、つぎのとおりである。

第三条 当銀行本店ハ群馬県前橋市ニ置キ支店ヲ左ノ各地ニ置ク

群馬県前橋市 四ヶ所(以下略)

第二十二條 当銀行ニ取締役九名以内監査役参名以内ヲ置ク

取締役及監査役ニ欠員ヲ生ジタルトキト雖モ法定員ノ数ヲ欠カズ且取締役会ニ於テ業務執行ニ差支ナシト認メタルトキハ其ノ補欠選挙ヲ為サザルコトヲ得

第二十六條 取締役ハ其ノ互選ヲ以テ常務取締役参名以内ヲ定ム

第二十七条 頭取ハ当銀行業務ノ一切ヲ統理シ常務取締役ハ頭取ヲ補佐シ
テ一般業務ヲ執行ス

頭取事故アルトキハ予メ取締役会ノ決議ニ依リ定メタル常務取締役其
ノ職務ヲ行フ

新役員の選任 昭和7年(1932)9月17日に締結された合併仮契
約書の第10条によって、合併後の役員は、大久保銀行局長と金沢知
事の推せんした者を、選任することとなっていたが、12月10日の臨
時株主総会の席上、銀行局長および県知事の厳選の結果として、金
沢知事から、つぎのとおりその氏名の発表があつて、満場異議なく
これを可決した。

頭取 齋藤虎五郎、取締役 森村堯太・岸浩・江原桂三郎・岡部栄信・
本島自柳(もとじまじりゅう)・柳沢庄平(やなぎさわしょうへ
い)・田村茂三郎(たむらもさぶろう)・田村庄作(たむらしょ
うさく)、監査役 平田健太郎・井上保三郎・森宗作

なお、これにさきだつて、新銀行発足らしいの役員であつた頭取
平田健太郎、取締役 井上保三郎・岡部栄信、監査役 森宗作は、それ
ぞれ辞任した。

新役員が決定したので、同日ただちに取締役会がひらかれ、互選
の結果、常務取締役に 森村堯太・岸浩・江原桂三郎の3人が当選し
て就任し、ここに本行の新しい経営陣容は、つぎのとおり整つた。

取締役頭取	齋藤虎五郎
常務取締役	森村堯太
同	岸浩
同	江原桂三郎
取締役	岡部栄信
同	本島自柳
同	柳沢庄平
同	田村茂三郎
同	田村庄作
監査役	平田健太郎

監 査 役 井上保三郎

同 森 宗作

斎藤新頭取は、臨時株主総会の席上で「このたび、はからずも頭取に選定されたことは、わたくしの一身の光栄であります。しかしまことにゆきとどかぬ、わたくしでありますれば、期待にそむかぬよう、みなさまの協力によって、最善をつくし、この任を全うしたい考えであります」とのべている。

頭取就任のあいさつ 斎藤頭取は、就任の日の昭和7年（1932）12月10日、全行員にたいして、つぎのあいさつ文を発した。

群馬大同銀行の成立の由来、ならびにその使命については、諸君はもちろん、百二十万県人各位の承知せられていることでありますから、わたくしよりなにも申しあげることはありません。ただなにごとをいたしますにも、天の時、地の利、人の和の三拍子そろうことが理想であります。わが国経済界の前途は、もとより樂觀を許しませんけれども、不景気のドン底はもはやこれを脱し、いまから幾分ずつよい方に向かうものと見られ、まず天の時は悪い方ではあるまいと思われまふ。また天の時よりもだいじな地の利から申しますれば、全県において、本店銀行はほとんど一行に統一されたという、大なる強味を有しておりますから、これにはまったく申し分がありません。しかして天時、地利にもまさって大切な人和にいたりましては、県会すなわち全県民代表機関が、知事の提案に全会一致の賛成を表し成立した、いわゆる県の力でできた銀行でありますから、将来かならず成績があがるものと思います。県人によって（by）つくられた県人のための（for）県人の（of）銀行であることを、この銀行のモットーとしたいと思います。ですから、ある一人、数人、数十人というがごとき一部分の人のために、依怙（えこ）とか情実とかいうことは大禁物であつて、取引者一般、株主一般、広くいえば最大多数の県人の最大なる経済的幸福のために、精進することが、この銀行の使命だと思ひます。わたくしは不学短才、ことに中老の県民ではありますが、今日始めてこの銀行へはいる新参者でありますから、よく職責に耐えるか否か懸念いたしてあり、切に官民の先覚者有力者、ならびに銀行の顧客行員、また広く県人各位のそれぞれの、熱心なる協力をえて、その任務をつくしたいと祈つております。このことを全県下に徹底するよう、全県民の耳目たる諸君にお願いいたします。

箕輪特別出張所 (母店 高崎支店)

只上特別出張所 (母店 強戸支店)

境野特別出張所 (母店 桐生支店)

この特別出張所の取扱い業務は、特別当座預金・定期預金等の受
払いにかぎられ、当座預金・貸付・為替等を取り扱うことは許され
なかった。

出張員詰所 特別出張所より、さらに簡易な方法によって、預貯
金を吸収するために、出張員詰所の設置が、大蔵省の通達によって
勧奨された。

この出張員詰所は、週2回、または隔日に日を定めて、行員が出
張し、預貯金の受払いを取り扱うものであった。

本行では、19年以降、つぎのように開設したが、これらの地域に
は、従来、ほとんど金融機関がなかったため、利用価値が大きかつ
たので、零細預貯金の吸収には、大いに活躍して、当局の要請にこ
たえた。



昭和9年ころから、全店行員の合同旅行がおこなわれた
これは、昭和11年秋の旅行で、静岡県三島神社前で撮影

* 20年4月1日から普通預金
となった。詳細については278ペ
ージを参照のこと。

吾妻郡

長野原・三原

(中之条支店扱い)

利根郡

追貝・片品

(沼田支店扱い)

碓氷郡

横 川 (松井田支店扱い)

碓 部 (原市支店扱い)

板 鼻 (安中支店扱い)

群馬郡

岩 鼻 (新町支店扱い)

多野郡

日 野 (藤岡支店扱い)

万 場 (鬼石支店扱い)

機構の変遷 創立当時の本行の本部は、秘書・検査課・業務課・庶務課・運用課・計算課の各課をもち、これらを、本店営業部にたいて、便宜上、総務部と呼称していたが、昭和9年（1934）2月1日、正式に総務部を設け、これらの課の統括をおこなった。その後、11年4月6日には、計算課を廃し、業務課に吸収した。

11年7月8日には、新たに、支配人制が設けられ、総務部は廃止されたが、この支配人制は、その後、21年（1946）5月31日までつづいた。

13年1月31日には、検査課が廃止されて、業務課に統合されたので、本部は、支配人のもとに、秘書（15年2月12日、秘書役と名称変更）・業務課・庶務課・運用課の1室3課となった。16年11月15日には、新たに公金課が設けられたが、これは、同年12月1日に予定されていた5銀行との合意を機会に、日本銀行代理店が、従来、横浜興信銀行との復託契約によっていたのを、直接引受けとし、本店を預金店として取り扱うこととなったので、県金庫および市金庫事務をも吸収して、1課を新設したものである。

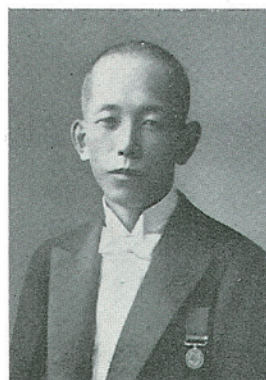
太平洋戦争が突発すると、男子行員の採用も規制され、加えて^{*}応召、応徴者が増加していったので、女子行員の採用をおこなって、人員の不足を補なっていた。このため、人事管理の必要にせまられて、18年7月27日には、人事部を新設して、従来、秘書役がおこなっていた人事管理事務を移管した。また、同じ27日には、従来の各課を部に改めたので、本部は、1室5部となった。なお、翌28日には、業務部を監理部と改称している。

役員の異動 発足当時の役員の全容は、240ページにのべたとおりであるが、創立後、満1年あまりたった昭和8年（1933）12月24日、常務取締役江原桂三郎が辞任した。その後11年1月22日、頭取斎藤虎五郎は、頭取を辞任して取締役となり、代わって、初代頭取をつとめた監査役平田健太郎が、第3代頭取に就任した。また、同じ日に、取締役岡部栄信は、任期満了となって退任した。

12年1月25日、元倉賀野銀行頭取の阿久沢太郎平（あくざわたろ



江 原 桂 三 郎



岡 部 栄 信

^{*} 昭和18年9月23日労務調整令施行規則第10条の2第2項の規定により、男子従業者の従業等禁止に関し、厚生大臣の指定によって銀行もこの適用をうけることとなった。



小島友治郎



井上保三郎

へい)が取締役に、また、井上保三郎の監査役退任によって、新たに、吉野藤一郎(よしのとしいちろう)と元利根銀行頭取の桑原三之助(くわばらさんのすけ)が、監査役に就任した。この結果、経営陣容はつぎのとおりとなった。

取締役頭取	平田健太郎
常務取締役	森村堯太
同	岸浩
取締役	斎藤虎五郎
同	本島自柳
同	柳沢庄平
同	田村茂三郎
同	田村庄作
同	阿久沢太郎平
監査役	森宗作
同	吉野藤一郎
同	桑原三之助

14年1月25日には、本行の営業開始いらい、頭取および取締役として、本行経営の重責をになってきた斎藤虎五郎が退任した。また同日、さきに、群馬県庶務課長から支配人としてむかえられていた中村角治(なかむらかくじ)が、支配人を兼務のまま取締役として就任し、岸浩が、常務取締役を辞任して取締役となった。岸浩は、翌15年7月1日取締役を退任した。ついで7月25日、取締役中村角治が、常務取締役に就任し、取締役として井上正三郎(いのうえしろうざぶろう)が就任した。

また、本行創立当初の経緯から、代表者は、広く人材をもとめてきたので、頭取平田健太郎も、斎藤虎五郎の後任として長くその職にとどまっている意志がなく、大蔵省・日本銀行のあつ旋により、適任者をむかえる機運となった。

そこで、16年3月19日の臨時株主総会で、取締役1人増員と、相談役設置の定款変更を決議し、同日、頭取平田健太郎の辞任および常務取締役森村堯太・同中村角治の辞任がおこなわれ、後任として

頭取には日本銀行発行局長の小島友治郎（こじまともじろう）が、また常務取締役には、同行国債局登録係長の村上春義（むらかみはるよし）が、それぞれ就任し、平田健太郎は、相談役となった。17年1月26日には、前年12月1日の5銀行合同による取締役1人の増員がおこなわれて、旧上毛銀行頭取の羽鳥資（はとりたすく）が就任した。

18年10月4日には、創立いらいの取締役として活躍した本島自柳が辞任した。同年12月13日には、常務取締役村上春義が、日本銀行へ復職のため辞任し、代わって児玉憲吉が、日本銀行営業局庶務係長からまねかれて、常務取締役に就任した。

19年にはいと、太平洋戦争の戦局も、ようやくあわただしくなり、4月には、人員疎開の計画的実施が発表されるなどあったが、この月の30日に、本行発展のための基礎づくりに努力した頭取小島友治郎が辞任し、代わって、日本銀行計算局長の松井敬造（まついけいぞう）が、頭取としてむかえられた。

松井頭取就任の直後、8月6日には、児玉常務取締役が、軍に召集されたので、常務取締役を辞任して応召し、常勤役員は、松井頭取1人となったため、8月8日、とりあえず支配人を2人にして、事務処理をおこなった。11月15日になって、日本銀行文書局庶務課長兼人事部次長であった横山太喜夫（よこやまたきお）が、専務取締役として就任した。また、上毛貯蓄銀行との合併が決定的となったので、同行常務取締役の岡崎秀雄（おかざきひでお）は、合併にさきだって、10月25日に、取締役として就任した。

11月2日、相談役平田健太郎が死亡した。平田健太郎は、本行創立に尽力し、初代・第3代の頭取をつとめて、本行発展の基礎をつくった功労者であった。

内報の発行 本行は、創立いらい、店舗の整理・機構の改革を逐次おこなって、業礎の確立をはかってきたが、より飛躍をするためには、行員の知識向上と部店の協力一致など、人の和をはかる必要があるとして、行内報道紙を発行することになり、昭和14年(1939)



村 上 春 義



本 島 自 柳

役 員

—30年を推進したひとびと—

[illegible]